

今年の6月にパワハラ防止法が施行されたことにより、管理職等にパワハラの研修をすることが多くなりました。その時に、よく耳にするのが、「パワハラばかり取り上げられると何もできなくなってしまう」と話です。確かにとにかくにつけハラスメントといわれては、そのような気持ちになるのはわかるような気がします。

研修で伝えていることですが、パワハラなるかは受け手の感じ方次第なので、同じ言動であっても受け手に対するパワハラに至る経緯と背景によって変わってきます。つまり、言動そのものよりも受け手に対する接し方の問題が大きい、これはつまり「コミュニケーション」の取り方ということにつながってくるのだと思います。ところが、このコミュニケーションの取り方が難しいのです。平成の初期までは、お互いの伝達手段は、対面か電話でした。そこからインターネットが普及、メールやSNSなど直接会話がなくとも伝達ができるようになります。物心がついた時から、SNSなど親しんでいる世代の人たちの中にはコミュニケーションをとるのが苦手な人も多いようです。新入社員の意識調査をみると、理想の上司は、仕事について丁寧に指導してくれる上司が1位でした。体罰などにより、学生に対する過度な保護政策がとられる昨今では、社会に出てから社会的秩序を味わう人も少なくないようです。背中を見て学ぶ時代から、ひざを突き合わせて教える時代にどのような教え方をすべきか問われる時代になりつつあります。

社会保険労務士 鈴木 隆彦

## 当所からのお知らせ



10月30日（金）は研修の為、臨時休業とさせていただきます。  
ご迷惑をお掛け致しますが、宜しくお願い申し上げます。

### 1. 最低賃金の改定について

都道府県の令和1年度地域別最低賃金額及び発効年月日は、以下のとおりです。

宮城県は昨年から1円UP、秋田・福島県は2円UP、青森・岩手・山形県は3円UP、となりました。

| 令和2年度地域別最低賃金一覧 |            |       |           |
|----------------|------------|-------|-----------|
| 都道府県名          | 最低賃金時間額【円】 | 昨年度   | 発効年月日     |
| 青 森            | 793        | (790) | 令和2年10月3日 |
| 岩 手            | 793        | (790) | 令和2年10月3日 |
| 宮 城            | 825        | (824) | 令和2年10月1日 |
| 秋 田            | 792        | (790) | 令和2年10月1日 |
| 山 形            | 793        | (790) | 令和2年10月3日 |
| 福 島            | 800        | (798) | 令和2年10月2日 |

（電子部品製造業、自動車小売業につきましては12月頃に決定となります）。正式に決まりましたらご案内致します。

### 2. 標準報酬月額の上限拡大について

厚生年金保険法における標準報酬月額の上限等級が、31級・62万円の上に1等級追加され、**32等級・65万円**に引き上げられます。上限改定に伴い、該当する方がいる場合には、事業所へ直接「健康・厚生年金保険標準報酬月額改定通知書」が9月より順次郵送されておりますので、ご確認ください。

# ＊ ＊ エイジフレンドリーガイドライン ＊ ＊

## ～高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要～

近年、高齢労働者の就労が一層進み、労働災害のうち60歳以上の労働者の占める割合が増加すると見込まれる中、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、厚生労働省が事業者や労働者に取組が求められる事項を取りまとめたガイドラインの一部をご案内いたします。

## 高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要

### 求められる取り組み

- 事業主** 高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。
- 労働者** 事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。

### 事業者求められる取り組み

- ① 安全衛生管理体制の確立等
  - ・経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
  - ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施
- ② 職場環境の改善
  - ・照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
  - ・勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高齢労働者の特性を考慮した作業管理
- ③ 高齢労働者の健康や体力の状況の把握
  - ・健康診断や体力チェックにより、事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握
- ④ 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
  - ・健康診断や体力チェックにより把握した個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
  - ・集団及び個々の高齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む
- ⑤ 安全衛生教育
  - ・十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
  - ・再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練



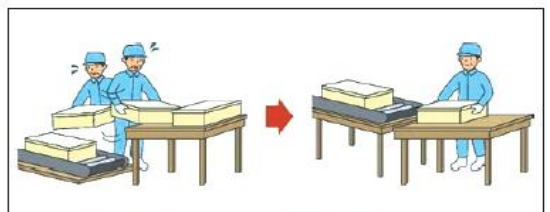
高齢者における  
安全衛生に関する研修会



例えば戸口に段差がある時  
解消できない危険箇所に  
標識等で注意喚起



防滑靴を利用させる



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや  
作業対象物の配置を改善する

### 労働者に求められる取り組み

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- ・日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む